

浪江町農業委員会総会議事録
(令和7年10月定例会)

- 1 開催日時 令和7年10月20日(月)午後1時30分から午後1時55分
2 開催場所 浪江町役場 大会議室
3 出席委員(11人) 欠席委員(1人)

会長	4番	菅野 富美恵	(出)
会長職務代理者	1番	鈴木 敬二郎	(出)
委員	2番	松田 孝司	(欠)
	3番	岡 高志	(出)
	5番	中野 弘寿	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	高野 順	(出)
	8番	加藤 修	(出)
	9番	川島 優	(出)
	10番	柴野 正男	(出)
	11番	武藤 栄治	(出)
	12番	三瓶 徳久	(出)

- 4 出席農地利用最適化推進委員 出席委員(15人) 欠席委員(4人)

浪江地区担当	畠山 行男	(出)	大堀地区担当	山田 勝広	(出)
浪江地区担当	佐川 洋一	(欠)	大堀地区担当	半谷 祥一	(出)
浪江地区担当	緒形 亘	(欠)	苅野地区担当	藤田 一宏	(出)
幾世橋地区担当	鎌田 光男	(出)	苅野地区担当	高野 諭吉	(出)
幾世橋地区担当	廣内 忍	(出)	苅野地区担当	吉田 あや子	(出)
幾世橋地区担当	安部 正之	(欠)	苅野地区担当	松本 善郎	(出)
幾世橋地区担当	木幡 裕秋	(出)	苅野地区担当	笠井 宏光	(出)
請戸地区担当	脇坂 薫	(出)	津島地区担当	今野 勝彦	(出)
請戸地区担当	荒川 勝己	(出)	津島地区担当	木幡 一郎	(欠)
大堀地区担当	遠藤 定郎	(出)			

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	1件
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し審議の件	1件
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(使用貸借権設定)	1件

6 事務局職員

事務局長	大浦 龍爾
事務局次長	長沼 和也
事務局係長	国分 丈典
事務局員	七海 遼哉
事務局員	三浦 久幸
事務局員	紺野 ゆかり

議長

それでは、只今より 10 月定例会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は 11 名でございます。また、推進委員
数は 15 名でございます。定足数に達しておりますので、会議
を始めます。

まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知してあり
ましたとおり 7 番高野委員および 8 番加藤委員にお願いいたし
ます。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の
件 所有権移転 についてですが、委員本人が関わっております
ので、浪江町農業委員会会議規則第 18 条の規定により〇番〇〇
委員、〇番〇〇委員の退席を求めます。
暫時休議いたします。
(〇〇委員、〇〇委員退席)
再開いたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の
件 所有権移転 について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。
議案書の 2 ページをご覧ください。

(議案書 2 ページ 読み上げ)

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

荒川推進委員

請戸担当の荒川です。
譲渡人〇〇さんには、10 月 13 日に確認を取りました。地元に戻
らなので田を処分したいと昨年 5 月に請戸地区ほ場整備を担当
している農林水産課農業土木係に相談しており、今年度所有権移
転の話がまとまったそうです。
譲受人〇〇さんにも 10 月 13 日に確認を取りました。譲受人は、
請戸地区ほ場整備事業推進委員でもあるので間違いないかと思
います。ご審議よろしく申し上げます。

議長

事務局及び地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。
議案第1号に賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員、賛成全員と認めます。よって議案第1号に原案のとおり承認を与えます。

ここで〇〇委員及び〇〇委員の入室を認めます。暫時休議いたします。

(〇〇委員、〇〇委員入室)
再開いたします。

つづきまして、
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 について、事務局の説明を求めます。

事務局

まず初めに、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し審議の件について議案書の記載に一部誤りがありました。

議案書の17ページ6 その他参考となるべき事項及び19ページ事業計画書①事業の必要性の文章中に「相馬大堀焼」と記載がありますが、正しくは「大堀相馬焼」となります。

修正後の資料は、【差替資料①】をご覧ください。

また、議案書の21ページの位置図につきまして、現地調査の際に委員より縮尺の表記が明示されていないとのご指摘があり、申請者より差替資料が提出されております。

修正後の資料は、【差替資料②】をご覧ください。

事務局による確認が漏れており、大変申し訳ありません。

改めて、説明いたします。

議案書の13ページをご覧ください。

(議案書13ページ 読み上げ)

本案件は、大堀相馬焼の窯元である申請者が大堀地区で事業を再開するにあたり、自己所有農地に工房兼店舗を新設するものです。

議案書の21ページ、22ページをご覧ください。申請地の位置は、位置図、案内図のとおりです。位置図につきましては、先ほど申し上げたとおり、縮尺の明示がなかったため差替となります。

農地法第7版の26ページ、27ページをご覧ください。

農地の種類は、周辺を宅地や山林に囲まれた小集団の生産性の低い農地となりますので、第2種農地となります。

今回申請地の店舗兼作業場は、周辺地域に居住する申請者の業務上必要な施設であり、集落接続事業に該当するため、立地基準は

問題ありません。

一般基準の資力、周辺農地への影響については、特段問題がないと考えられます。

申請地の大堀地区は、地域計画が策定されておりませんので、地域計画の達成に支障はありません。

議案書の 24 ページをご覧ください。工房兼店舗、駐車場、通路等として利用する計画となっております。

議案書の 31 ページをご覧ください。申請地北側及び南部の舗装については、顛末書が提出されております。

現地調査の写真につきましては、【追加資料①】をご覧ください。本案件は、3,000 ㎡以下の集落接続事業の事案ですので、当委員会が許可権者となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長

つづきまして、地元推進委員より説明をお願いします。

遠藤推進委員

大堀地区担当の遠藤です。

10 月 14 日現地調査において、申請人〇〇さんから話を聞きました。福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金の交付を受けて、大堀相馬焼事業再開の拠点となる工房兼店舗を建設するために申請に至ったそうです。来年 3 月までに竣工する予定です。隣接地への影響については、申請地はせせらぎの小径という以前窯元を巡る道路に隣接し、他の農地には接しておりません。そのため、日照にも影響を及ぼしません。報告は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長

つづきまして、現地調査委員より説明をお願いします。

柴野委員

10 月 14 日現地調査を行いました。その際に、申請地の草刈り位置出しができておりませんでした。筆の形については資料の通りです。顛末書もありますが、問題ないかと思っておりますので、ご審議の程よろしくお願いたします。

議長

事務局、地元推進委員及び現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第 2 号に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第 2 号に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し
審議の件 使用貸借権設定 についてですが、委員本人が関わっ
ておりますので、浪江町農業委員会会議規則第 18 条の規定によ
り、〇番〇〇委員の退席を求めます。
暫時休議いたします。
(〇〇委員退席)
再開いたします。

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し
審議の件 使用貸借権設定 について、事務局の説明を求めま
す。

事務局

説明いたします。

議案書の 32 ページをご覧ください。
(議案書 32 ページ 読み上げ)

本案件は、浪江町復興計画【第三次】に基づく、川添産業団地整
備に向けた地質調査における進入路及び作業場等のため、農地を
一時転用するものです。

議案書の 48 ページ、49 ページをご覧ください。申請地の位置は、
位置図、案内図のとおりです。

農地法第 7 版の 26 ページ、27 ページをご覧ください。

農地の種類は、農用地区域内農地及び第 1 種農地に該当します。
農用地区域内農地及び第 1 種農地は、原則転用が不許可となっ
ておりますが、3 年以内の一時転用となっておりますので、不許可
の例外に該当するため、立地基準は問題ありません。

議案書の 43 ページをご覧ください。転用の期間について、中段
に記載のとおり、許可日から 4 か月間の計画となっております。
一般基準の資力、周辺農地への影響については、特段問題がない
と考えられます。

一時転用の場合、地域計画を変更する必要はありませんので、地
域計画の達成に支障ありません。

議案書の 51 ページ及び 52 ページをご覧ください。進入路及び作
業場として利用する計画となっております。

【追加資料②】をご覧ください。申請地が土地改良区の地区内に
あるため、請戸川土地改良区の同意書が提出されております。
現地調査の写真につきましては、【追加資料①】をご覧ください。
本案件は、3,000 ㎡を超える事案ですので、当委員会の承認後、
福島県農業会議常設審議委員会に諮り、常設審議委員会の意見を
付して県に進達いたします。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

畠山推進委員

浪江地区担当の畠山です。

被設定人が浪江町長で担当が産業振興課産業創出係です。10月14日現地調査の際に聞き取りを行いました。F-REIの南側にある川添産業団地整備に向けた地質調査を進めるにあたり、重機等の進入路及び作業場が一時的に必要となるためと説明を受けました。

各設定人へは、9月初めに産業創出係より説明があり、承諾を得ています。

〇〇さんに10月20日、聞き取りを行いました。南相馬市に在住し、農地は、川添南営農組合に任せている、一時転用後も営農組合に任せたいそうです。

〇〇さんに10月13日、聞き取りを行いました。現在いわき市に在住しており、農地を川添南営農組合に任せている、忙しいときには、営農組合を手伝っていきたい、今後も農地を営農組合に任せたいとのことでした。

〇〇さんに10月11日、聞き取りを行いました。現在いわき市に在住し、高齢のため農業ができないので、農地は、川添南営農組合に任せています。今後も営農組合に任せたいとのことでした。

〇〇さんに10月11日、聞き取りを行いました。現在いわき市に在住し、震災前は、会社員をしながら営農をしていましたが、現在は川添南営農組合に任せている、今後も営農組合に任せたいそうです。

〇〇さんに10月11日、聞き取りを行いました。千葉県に住んでいますが、今年から川添南営農組合の組合員になりました。今後営農組合で耕作していくそうです。

〇〇さんに10月14日、聞き取りを行いました。現在西郷村に在住し、今後も農業ができないので担い手に任せたいそうです。

〇〇さんに10月14日、聞き取りを行いました。浪江町で会社員をしており、今までは〇〇さんに任せて玉ねぎを栽培してもらいましたが、今後は農地を自己管理していくそうです。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

柴野委員

10月14日現地調査を行いました。地元推進委員の説明の通りですが、川添産業団地整備に向けた地質調査です。現地調査の際、2カ所草刈りによる位置出しが終わっていませんでしたが、先程事務局で確認が取れたとの説明がありましたので、問題ないかと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長

事務局、地元推進委員及び現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

鈴木委員 はい。(挙手)

議長 鈴木委員。

鈴木委員 第5条第1項の申請者が、町と所有者ですが、なぜ耕作者である〇〇委員が退席したのか事務局の確認をしたいと思います。

議長 事務局の説明をお願いします。

事務局 申請書の41ページ、議案書上にお名前が出ていましたので、事務局内で協議して、関係者に該当すると。議事に参与頂かないという形を取りました。

議長 鈴木委員。

鈴木委員 事務局内での協議だけでなく、農業会議に確認してください。

議長 はい、事務局。

事務局 かしこまりました。

議長 その他、質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第3号に賛成の委員の挙手を求めます。
賛成全員と認めます。よって議案第3号に原案のとおり承認を与えます。

ここで〇〇委員の入室を認めます。暫時休議いたします。
(〇〇委員入室)
再開いたします。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了しました。

令和7年10月20日

開始時刻 午後1時30分

終了時刻 午後1時55分

議 長

議事録署名人 (7番)

議事録署名人 (8番)